



Proposal for Right of Publication for Digital Books in the Digital Contents Era  
Nakagawa Patent & Trademark Office  
NAKAGAWA, Shinji

---

著作権・電子書籍・デジタルコンテンツ・電子出版権・出版物に関する権利

---

## 1. 背景

近年のインターネットの急速な普及は、個人による公衆への情報発信を容易にした。その便利さを享受できる反面、個人による著作権侵害行為も増加してきた。インターネットを使った公衆送信では、一個人が行う著作権侵害の違法行為であっても、不特定多数に発信されるので、正規の権利者に大きな損失を与えてしまう。

著作権侵害行為に対しては、原則として著作権者たる著作者が自分自身で対処しなければならないのが原則である。ただし紙の出版においては、著作権者の許諾によって出版者に出版権が設定されれば、違法コピーに対して出版者が権利行使できる仕組みが存在する。しかしながら出版権は、インターネット配信などを使用した違法デジタルコンテンツ（電子書籍）の配信に対しては権利行使できないという著作権法上の問題が存在する。

この点は国家レベルでも強い問題意識を持っており、文化庁では「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を立ち上げた。そこでの検討内容は2011年12月21日付けの報告書で公表されている。同報告書では、公衆送信権侵害に対する対応の緊急性は認識されているものの、著作者・出版社・利用者間の利害が対立し、具体的な権利侵害への対抗手段については一致がみられていない。

そこで本報告では、かかる利害関係の対立がほとんど生じずに、違法なデジタルコンテンツ対策として効果的な「電子出版権（仮称）」の創設を提案する。

## 2. 「電子出版権（仮称）」の概要<sup>1)</sup>

本報告で提案する電子出版権は、電子出版を業として行う者が、その配信業務を円滑に行えるようにするための権利である。具体的には、電子出版に係る著作物の公衆送信権につき、排他的な用益権を新設するものである。単純化して示せば、現在の出版に係る著作物の複製権と出版権との関係を、公衆送信権と電子出版権とに置き換えたようなものである。

「電子出版権」提案の意図としては次の通りである。現在、紙の出版では出版者に出版権が認められている。しかし近年出現したインターネットを利用したデジタルコンテンツの違法行為に対しては、現在の著作権法では十分な手当てがなされていない。そこでデジタルコンテンツの配信（電子出版）を行う者へ、せめて紙出版と同等の手当てを行おうというものである。

従って「電子出版権」では、従来の著作者-出版者-利用者間の権利保護と利用の均衡をほ

とんど変化させることなく、著作権者の意向に基づいて電子出版を行う者が、違法デジタルコンテンツの配信に対処できるというメリットがある。

なお、著作権の公衆送信権への範囲拡張ではなく、「電子著作権」の創設を提案するのは、紙の出版とインターネット配信を行う者が異なるケースを想定してのことである。これにより、インターネット配信のみへの参入を希望する新規事業者を、法律の規定によって不当に排除することがない。

また紙の配信とインターネット配信の本質的差異により、著作権の規定をそのまま「電子著作権」に適用すると不合理になる規定が存在する。このためかかる規定の修正を検討する必要がある。

1) 電子著作権の詳細検討については「パテント」2012年9月号 (Vol.65) p.66-73 参照。同論文では、電子著作権の他に、著作権の差止請求権適用範囲拡張についても提案している。

### 3. 「出版物に関する権利（仮称）」について

#### (1) 出版物の権利（仮称）の概要

上記「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」での検討後、公益財団法人文字・活字文化推進機構では、中川正春衆議院議員を座長として「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」を発足させ、2012年6月25日にはその中間まとめ（案）を発表している。そこで提言されているのが「出版物の権利（仮称）」の創設である。この「出版物の権利」とは出版者への著作隣接権付与である。同中間まとめ（案）では、「出版物の権利」創設により想定される社会的便益として、次の4点を挙げている。

- ① 電子書籍を中心とした出版物流通と利用の円滑化
- ② 出版物に係る権利侵害への対応促進
- ③ 出版慣行の是正と契約の普及
- ④ 出版多元性の維持・発展による国民の知的向上への貢献

#### (2) 中間まとめ（案）の疑問

上記中間まとめ（案）における「出版物の権利」の社会的便益は、それぞれに有益なものである。しかしながら「出版物の権利」がかかる社会的便益をもたらすとしても、出版者に著作隣接権である「出版物の権利」を付与する理由としては、出版者保護に傾きすぎる一方、それのみでは上記社会的便益が達成できない点も存在する。

例えば、上記①については、著作隣接権である「出版物の権利」は、本体の著作権に影響を及ぼすものではないので（著作権法第90条）、利用者は「出版物の権利」者（つまり出版者）から利用許諾を受けるだけでは著作物を利用できず、加えて著作権者からの利用許諾も得なくてはならない。したがって電子書籍の利用はむしろ複雑化することになる。

また上記③についても、著作隣接権である「出版物の権利」では、自らの出版物原版の製作に発意と責任において、著作物を「固定」すなわち出版行為を行えば、その行為者に権利が自動的に発生するので、それだけではむしろ契約不要の方向に向かう。

ただし、出版者に強力な「出版物の権利」が付与されると、音楽業界での実務同様、「出版物の権利」を盾にして、著作者から著作権の権利譲渡が促進される可能性がある。そうな

ると、上記①では、利用者は出版者とだけ利用契約すれば足りることになるし、また上記③についても、著作権の権利譲渡契約に関する契約の普及に貢献することになる。

また上記②について、例えば電子書籍からOCR（Optical Character Reader：光学式文字読取装置）で文字情報を抜き出し、インターネット上に流出させたような侵害行為では出版物というパッケージ（器）を脱しているため、「出版物の権利」では侵害に問えないおそれがある。このためデジタルコンテンツ時代の侵害対策としては不十分である。

他方、本報告で提案する「電子出版権」においても、上記の社会的便益は十分達成でき、むしろある面では「出版物の権利」よりも優れているといえる。

「電子出版権」は、上記①に関して紙出版における出版権程度の効力を有するので、少なくとも紙出版と同等程度には電子書籍の流通と利用の円滑化にも寄与できる。上記②については、OCRの文字抜き出しを含め、著作物の違法公衆送信全般に対して権利行使できるので、違法配信対策として優れている。上記③についても、「電子出版権」は、著作権者との契約に基づき発生する権利であるので、契約促進効果が高い。上記④についても、出版行為を行えば、自動的に権利発生する「出版物の権利」よりも、著作権者との個別契約が必要な「電子出版権」のほうが、出版者との協力形態が様々である出版物に対して、著作権者との合意のもと、より合理的な内容での契約締結が行えるものと期待される。

### （3）「出版物の権利」の問題点

一方で「出版物の権利」は次の観点から問題がある。

#### A. 現行の著作権法の法目的が規定する保護と利用バランスの観点

著作権法同第1条には「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作権者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。

つまり著作権法の目的は、著作権者・伝達者（実演、レコード、放送及び有線放送を行う者）の権利保護と、著作物郷愁社の利用との間の均衡を図ることで、文化の発展に寄与することにある。ここに著作隣接権である「出版者の権利」が加わると、法第1条の「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し」の箇所に「出版」を加える改正が必要になる。このことは、権利保護と利用の均衡を、より出版に重きを置くよう変化させることを意味する。そうすると、著作権者と利用者の著作権法上の地位は相対的に低下する。

また、著作隣接権が付与されている音楽業界での実務から類推すると、著作隣接権たる「出版者の権利」は、法上の規定ぶりのみならず、実務上でも著作権者と利用者への負担が強まる可能性を有する。上記類推からは具体的に次のような状況がおこりえる。著作権者が自己の著作物を出版する際に、出版者に著作権譲渡をして出版社から出版するか、自費出版するかの選択を迫られる可能性がある。利用者が複写用のコピー用紙を購入する際に、私的複写補償金を徴収される可能性がある。利用許諾が日本文藝家協会のような文芸家の団体から、社団法人日本複写権センターのような団体に移行する可能性がある。

これらの可能性を含めてもなお現状の出版業界が、著作権側や利用者側からも著作権業務における得べかりし利益を不当に得られていないと支持されるのであれば、現在の権利保護

と利用の均衡を変化させても「出版者の権利」を導入すべきであろうが、そのようなコンセンサスを得るのはかなり困難であると思われる。加えて、かかるコンセンサスを得ないままロビイスト活動等を通じて「出版者の権利」が導入されることには問題があると考える。

## B. 国際的な制度調和の観点

インターネットを介したデジタルコンテンツの流通においては、容易に海外へのアクセスが可能である。したがって、海外における違法電子書籍に対しても効果的に権利行使できる内容であるという観点も必要とされる。

各国の法律は属地主義を原則とするため、海外の著作権侵害行為に対しては、ベルヌ条約（「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」）を介しての取締りが行われる。ベルヌ条約では条約加盟国民の権利は、内国民待遇（ベルヌ条約第5条）によって保護されるため、加盟国各国の著作権法も国際的に調和した内容であることが望ましい。

ところで著作権法は本来、著作権者の権利保護と著作物享有者の利用を図るための法律である。そこに著作隣接権の保護が加わったのは、伝達者の権利保護という観点も存在するが、実際的な理由は、日本が1989年に加入した実演家等保護条約（「実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約」）上の要請によるものである。同条約では、著作隣接権を有するものとして、実演家、レコード製作者及び放送事業者が限定的に列挙されており、それ以外の者の保護については規定されていない。

むしろ同条約の第1条では「この条約が定める保護は、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に変更を加えるものでなく、なんら影響を及ぼすものでもない。」と規定されている。むしろ、同規定が上記以外の伝達者に著作隣接権付与を直接禁止しているものではないが、文学的及び美術的著作物に対する著作隣接権付与に抑制的な国際的雰囲気を示しているといえる。

「出版者の権利」類似の海外の法制度として、英国著作権法が出版者に出版物の版面に関する固有の権利の例が挙げられることがある。すると英国における違法行為に対しては「出版者の権利」で権利侵害を問える可能性があるといえる。しかし英国以外の諸外国では、出版者の著作隣接権を認めていない。かかる出版者の著作隣接権を認めていない国における侵害行為に対して「出版者の権利」による権利行使が可能かは極めて不透明である。

## C. 違法電子書籍への対処の観点

「出版者の権利」では、著作物からのOCRによる文字抜き出しなど、出版物というパッケージ（器）を脱した違法行為への対応に疑問が残る点は上述の通りである。

## 4. 結言

以上、「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」の提唱する「出版者の権利」の問題点を指摘しつつ、「電子出版権」創設の提言を行った。これは「電子出版権」であれば、出版者のみならず、著作権者・利用者の合意を得やすく、喫緊の課題である電子書籍の違法配信に迅速に対処できるからである。その意味で早期の権利創設が望まれるものである。

以上